

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 消費税の一般申告と簡易申告

**Q** : 消費税の申告には、一般申告と簡易申告がありますが、どちらの申告件数が多いのでしょうか。

**A** : 平成11年度分では、一般申告件数が簡易申告件数を初めて上回りました。

#### 【解説】

中小規模の事業者には過重な納税事務負担をかけないため等の目的で、納税義務の免除制度や簡易課税制度が設けられています。簡易課税制度はその課税期間の基準基間における課税売上高が2億円以下の事業者であれば適用できます。

先ごろ国税庁が公表した平成11年度分の消費税の統計資料によると、平成元年の消費税導入以来初めて、一般申告件数が簡易申告件数を上回りました。

平成11年度分の消費税の納税申告件数は227万件（前年度231万件）で、うち一般申告114万件（同115万件）、簡易申告113万件（同116万件）となっています。

消費税が導入された平成元年以来、一般申告に比べ圧倒的に多かった簡易申告ですが、平成9年度の改正で、簡易課税制度が適用される基準期間における課税売上高の上限が4億円から2億円に引き下げられたことや、みなし仕入率の業種区分が4種類から5種類に細分化され、いわゆる益税が改善されたことなどから、原則計算による一般申告の方が有利となるケースが多くなってきたようです。

